



令和6年12月1日



## アルバイト・パートの有給休暇について

労働時間が週30時間未満で、かつ週4日以下のアルバイトやパートの場合は、週または年間の所定労働日数によって、有給休暇の付与日数が決まります。パートやアルバイトの有給休暇は、週1日または年間48日以上勤務日数から発生します。フルタイム従業員と同様に「(実際の出勤日数÷所定労働日数)×100」で出勤率を計算し、半年以上継続して8割以上出勤していれば、有給休暇が付与可能です。

労働基準法の改正により、2019年4月から、年10日以上有給休暇が付与される従業員に対して、年5日の有給休暇を取得させることが義務付けられています。この義務化の対象は、正社員、アルバイト、パートといった雇用形態を問わず、有給休暇の付与日数が10日以上であれば、会社は基準日(有給休暇を付与した日)から1年以内に最低でも5日を取得させなければなりません。

週30時間未満かつ週4日以下のアルバイトやパートでも、週4日勤務なら勤続3年6か月、週3日勤務なら勤続5年6か月以上で、有給休暇の付与日数は10日になるため、年5日の取得が必要です。もし年間5日の有給休暇を取得させなかった場合は、使用者(企業)が労働基準法違反で罰金や指導の対象となってしまうため注意しましょう。



## 無期転換ルール

### ○無期転換ルールとは

同一の使用者(企業)との間で有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者(契約社員、アルバイトなど)からの申込みによって、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールのことです。

### ○無期転換権が発生するタイミング

契約期間が1年の場合5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。また、2024年4月から労働条件明示のルールが変更になったことにより、無期転換申込権が発生する契約の更新のタイミングごとに、①無期転換申込機会が発生すること、②無期転換後の労働条件について労働者に明示しなくてはならなくなりました。

### ○無期転換への変更の仕方

有期契約労働者が使用者(企業)に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立することになっています。その申込みは口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題があるので、労働者の方にはできるだけ書面での申込みを勧め、また事業主も、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことが推奨されています。

### ○無期転換権の申込みは拒否できるのか

無期転換の申込みをすると、使用者(企業)が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立しますので、使用者はその申込みを拒否することはできません。ただし例外として、「高度専門職」「継続雇用の高齢者」に関しては、無期転換権が発生しないという特例もあります。その特例を受けるためには都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

# 年一回の健康診断について

令和6年度も7ヶ月が過ぎました。本年度の健康診断 もう 済まされましたか。

- ① 先ず 健康診断を受けてご自身の健康状態を確認することはとても大切に思います。
- ② 健診を受けた後の動きこそ、又 大切です。

◎健康診断結果の労働者への通知

【所見ありの場合】

・保健指導の実施

一般健康診断の結果、健康の保持に努める必要があると認められる労働者には、保健師等による保健指導を受けるよう努めていただきたいと思います。

- ③ そして日々の健康づくりが大切です。歩くことは、いちばん簡単で誰でもできる運動です。又、食生活ではバランスの取れた食事、小さな日々の積みかさねを継続していきたいものです。



尚、保険料率は都道府県ごとに決定されます。ひとり一人の日々の健康への取組みが保険料率を下げる力となることがよくわかりました。日々の健康づくりに力を惜しまず励み健康保持を増進し、明るく楽しい生活ができればこの上ないことだと思います。

## お知らせ



### 【①最低賃金に変更になりました】

10月より、静岡県の最低賃金が984円から50円UPして1,034円になりました。今一度、時給者の方はもちろん、日給者や月給者の方の賃金をご確認ください。

### 【②社会保険の適用が拡大しています】

10月より、従業員数51人以上の企業で、正社員だけでなく、一定の要件を満たすパートやアルバイトなどの短期労働者についても社会保険の加入が義務となりました。

### 【③保険証の新規発行がなくなります】

12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関を受診する仕組みに移行します。現在お持ちの保険証は令和7年12月1日まで使用することができます。なお、マイナンバーカードを持っていない方には協会けんぽ等が発行する「資格確認書」で引続き医療機関を受診することができます。

### 【④新入社員が2名入社しました】



名前：笠原 詩恩(かさはら しおん)

出身：浜松市

趣味：卓球

一言：勉強もしながら前向きに取り組んでいきます。よろしくお願いします。

名前：長谷川 なおみ(はせがわ なおみ)

出身：岐阜

趣味：ランニング

一言：一つ一つ努力を重ねていきます。

宜しくお願い致します。

